

奈良県教育委員会

# 週報

第2324号

令和元年9月12日発行

# 目 次

( 件 名 )	(宛 先)	(主管課)	(頁)
令和元年度学校教員統計調査の実施 について	各 市 町 村 教 委 教 育 長 各 学 校 ( 園 ) 長	教育政策 推進課	1
令和元年度奈良県小・中学校図画工 作・美術教育研究大会の開催につい て	各 市 町 村 教 委 教 育 長 各 小 ・ 中 学 校 長 各 中 等 教 育 学 校 長 各 特 別 支 援 学 校 長	学校教育課	6
令和元年度奈良県中学校社会科教育 研究大会の開催について	各 市 町 村 教 委 教 育 長 各 中 学 校 長 各 中 等 教 育 学 校 長 各 特 別 支 援 学 校 長	学校教育課	9
令和元年度中学校・高等学校生徒指 導連絡協議会の開催について	各 市 町 村 教 委 教 育 長 各 中 ・ 高 等 学 校 長 各 中 等 教 育 学 校 長 各 特 別 支 援 学 校 長 高 等 専 門 校 長	生徒指導 支援室	11
令和元年度奈良県中学校特別活動研 究大会の開催について	各 市 町 村 教 委 教 育 長 各 中 学 校 長 各 中 等 教 育 学 校 長 各 特 別 支 援 学 校 長	生徒指導 支援室	13
令和2年度奈良県立野外活動センタ ーの利用申込み(団体)について	各 市 町 村 教 委 教 育 長 各 学 校 ( 園 ) 長 学校以外の各県立教育機関の長	人権・地域 教育課	15
令和元年秋の交通安全県民運動の推 進について	各 市 町 村 教 委 教 育 長 各 学 校 ( 園 ) 長 学校以外の各県立教育機関の長	保健体育課	18
令和元年度マルチプルインテリジ ェンス理論に基づいた指導法開発に おける公開授業について	各 市 町 村 教 委 教 育 長 各 公 立 学 校 長	教育研究所	23
正誤表			25

(次の週報は、令和元年9月26日(木)発行の予定です。)

令和元年9月12日

各市町村教委教育長 }  
各学校(園)長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

### 令和元年度学校教員統計調査の実施について（通知）

このことについて、文部科学省から別記調査要綱により調査についての通知がありました。

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査として3年ごとに実施されるものですので、調査の趣旨を十分に御理解の上、御協力くださるようお願いいたします。

この調査では、下表のとおり実施していただく調査の種類が異なりますので、御留意ください。

なお、調査の種類等、詳細については別途依頼します。

調査の種類	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校調査（令和元年10月1日現在）</li><li>・教員個人調査（令和元年10月1日現在）</li><li>・教員異動調査（平成30年度間）</li></ul>
回答する調査	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校調査と教員異動調査</li><li>・教員個人調査と教員異動調査</li></ul> <p>※ 上記に示したどちらかのパターンになります。後日送付する「調査対象校名簿」で御確認ください。</p>

## 令和元年度学校教員統計調査要綱

### 1 調査の名称

学校教員統計調査

### 2 調査の目的

学校の教員構成並びに教員の個人属性、職務態様及び異動状況等を明らかにすることを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

#### (1) 地域的範囲

全国

#### (2) 属性的範囲

幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校について次のとおりとする。

(1, 2, 3…12は、調査票の様式番号を示す。)

調査の種類		学校調査	教員個人調査	教員異動調査
		△：個人調査に抽出されなかった学校 ×：実施しない	○：全ての学校の本務教員全員 △：抽出された学校の本務教員全員 ●：全ての学校の本務・兼務教員全員 ▲：抽出された学校の本務・兼務教員全員	○：全ての学校の採用・転入・離職本務教員全員 ×：実施しない
幼稚園	国立	×	○	○
	公立	△	△	○
	私立	△	△	○
幼保連携型認定こども園	国・公・私立	×	○	○
小学校	国立	×	○	○
	公立	△	△	○
	私立	×	○	○
中学校	国立	×	○	○
	公立	△	△	○
	私立	×	○	○
義務教育学校	国・公・私立	×	○	○
高等学校	国立全日制	×	○	○
	公立全日制	△	△	○
	公立定時制	△	△	○
	公立通信制	×	○	○
	私立全日制	△	△	○
	私立定時制	×	○	○
私立通信制	×	○	○	
中等教育学校	国・公・私立	×	○	○
特別支援学校	国・公・私立	×	○	○
大学	国・公・私立	×	●	○
高等専門学校	国・公・私立	×	●	○
専修・各種学校	国・公立	×	●	×
	私立	×	▲	×

(注)「教員個人調査」の調査対象校の選定方法については別に定めるところによる。

### 4 報告義務者

学校の長

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項 (詳細は別添調査票のとおり)

ア 学校調査

別添の学校調査票により、性別、年齢別、職名別本務教員数を調査する。

イ 教員個人調査

別添様式第1号から第11号に定める調査票により、次の事項を調査する。

(ア) 性別、年齢及び職名

(イ) 学歴、勤務年数

(ウ) 教員免許状の種類

(エ) 担任の状況

(オ) 週担当授業時数

(カ) 給料月額

ウ 教員異動調査

別添様式第9号及び第12号に定める調査票により、次の事項を調査する。

(ア) 採用・転入・離職の別

(イ) 性別、年齢及び職名

(ウ) 学歴 (採用・転入者のみ)

(エ) 採用・転入前の職業等又は離職の理由

(2) 基準となる期日又は期間

ア 学校調査 令和元年10月1日現在

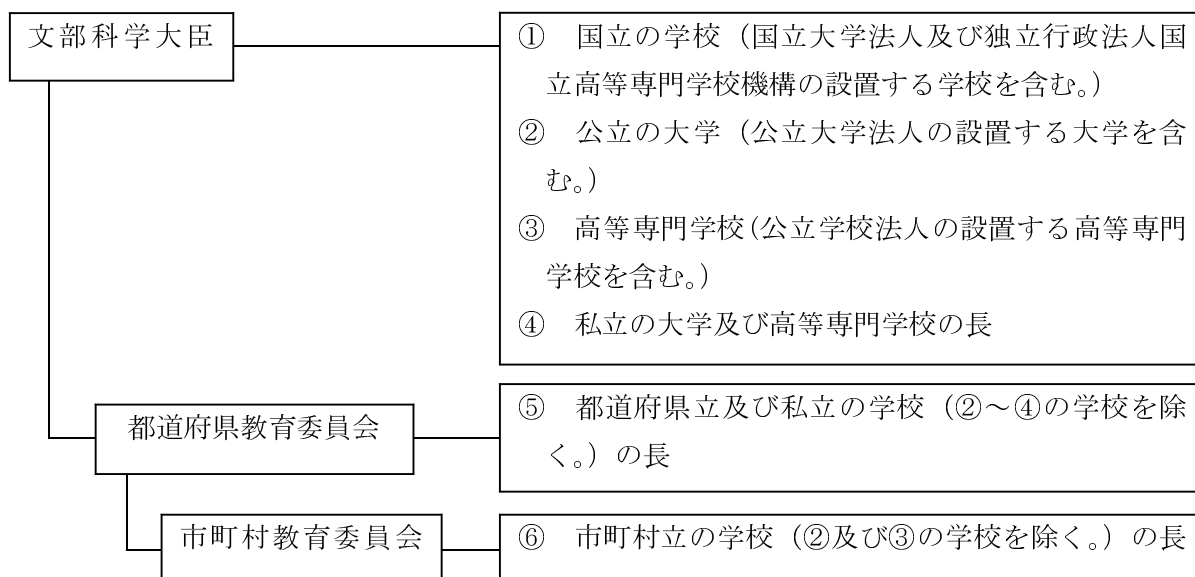
イ 教員個人調査 令和元年10月1日現在

ウ 教員異動調査 平成30年度間 (平成30年4月1日～平成31年3月31日)

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

調査組織は、次のとおりである。



## (2) 調査方法

- ① 調査は郵送又はオンラインにて行う。
- ② 文部科学大臣は、直接又は都道府県教育委員会若しくは市町村教育委員会を通じて、報告義務者に調査票を配布する。
- ③ 報告義務者は、調査票の配布及び取集の系統に従って、文部科学大臣、都道府県教育委員会又は市町村教育委員会に調査票を提出する。
- ④ 市町村教育委員会は、提出された調査票を審査・整理のうえ、学校調査については市町村教育委員会集計表を作成し、調査票とともに都道府県教育委員会の定める期日までに、都道府県教育委員会に提出する。
- ⑤ 都道府県教育委員会は、市町村教育委員会から提出された調査票及び市町村教育委員会集計表を審査・整理のうえ、学校調査については都道府県教育委員会集計表を作成し、調査票とともに文部科学大臣に提出する。
- ⑥ 調査票の提出は、政府統計共同利用システム（以下、「オンライン調査システム」という。）を使用して、行うことができる。
- ⑦ オンライン調査システムによって調査票の提出をしようとする者は、あらかじめ、学校名、電話番号その他必要な事項をオンライン調査システムにより届け出るものとする。
- ⑧ オンライン調査システムによる調査票の提出については、文部科学省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された時をもって、調査票の取集の系統に従い、文部科学大臣、都道府県教育委員会又は市町村教育委員会に提出されたものとみなす。
- ⑨ オンライン調査システムによる調査票の提出を廃止する者は、別紙様式により文部科学大臣に届け出るものとする。

## 7 調査の周期及び報告を求める期間

### (1) 調査の周期

3年

### (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

報告義務者が調査票を提出する期日は、次のとおりとする。

ア 文部科学大臣に直接、調査票を提出する者

令和元年11月20日

イ 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会に調査票を提出する者

都道府県教育委員会又は市町村教育委員会が定める期日

ウ 都道府県教育委員会

令和元年12月10日

## 8 集計事項

### 1 主な集計事項（詳細は別紙集計表のとおり）

学校種別、設置者別に次の事項を集計する。

#### (1) 学校調査

性別、年齢別、職名別本務教員数

(2) 教員個人調査

- ア 性別，職名別，勤務年数別本務教員数
- イ 性別，職名別，学歴別本務教員数
- ウ 職名別，免許状の種類別教員構成
- エ 性別，職名別，週教科等（講義等）担任授業時数別本務教員数
- オ 教員免許状別，担任教科別教員構成
- カ 学歴別，専門分野別本務教員数
- キ 年齢別，専門分野別兼務教員数
- ク 専門分野別，本務とする職業別兼務教員数
- ケ 都道府県別本務教員の平均年齢，平均勤務年数，平均給料月額

(3) 教員異動調査

- ア 性別，年齢別，職名別採用・転入・離職教員数
- イ 都道府県別採用・転入・離職教員数
- ウ 学歴別 採用・転入前の状況別採用・転入教員数
- エ 離職の理由別離職教員数

9 調査結果の公表の方法

調査の結果は，文部科学大臣がインターネットの利用及び刊行物により公表する。

10 調査票情報の保存期間及び保存責任者

調査票等	保存期間	保存責任者
記入済み調査票	1年間	文部科学大臣
調査票の内容を収録した電磁的記録媒体	永年	同上
関係書類	1年間	都道府県教育委員会

11 立入検査等の対象とできる事項

本調査の事務に従事する職員は，正確な報告の確保する特段の必要があるときは，前記5（1）に掲げる事項について，資料の提出を求め，また必要な場所の立ち入り，書類その他の物件を検査し，若しくは関係者に質問することができる。

各市町村教委教育長  
各小・中学校長  
各中等教育学校長  
各特別支援学校長

殿

奈良県教育委員会教育長

## 令和元年度奈良県小・中学校図画工作・美術 教育研究大会の開催について（通知）

このことについて、下記により開催しますので、関係教員の参加についてよろしくお願ひします。

### 記

#### 1 趣 旨

県内小・中学校等における図画工作・美術教育の一層の充実を図るため、日頃の実践を報告するとともに、学習内容や指導法についての研究協議を行い、教員の指導力の向上に役立てる。

#### 2 研究主題

「感じて、考えて、もっとつくりたい」～豊かな思いを表現する造形活動～

#### 3 主 催

奈良県教育委員会、奈良県図画工作・美術教育研究会

葛城市教育委員会、葛城市・大和高田市・香芝市・北葛城郡図画工作・美術教育研究会

#### 4 期 日

令和元年10月29日（火）

#### 5 会 場

(1) 公開授業・分科会 葛城市立新庄北小学校、葛城市立白鳳中学校

(2) 全体会 葛城市立新庄北小学校

#### 6 参加対象者

県内小学校、中学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校小・中学部の教員



## 7 日程

### (1) 公開授業・分科会

葛城市立新庄北小学校		葛城市立白鳳中学校	
日程説明	9:15～ 9:25	日程説明	9:15～ 9:25
公開授業	9:35～10:20	作品鑑賞	9:25～ 9:50
作品鑑賞	10:20～10:40	公開授業	10:00～10:50
分科会	10:50～11:40	分科会	11:00～11:50

### (2) 全体会

13:45～14:00	全体会・開会行事
14:00～14:45	全体発表・指導講評
14:45～16:15	講演
16:15～16:30	閉会行事

## 8 公開授業

会場	題材名	学年	指導者	場所
葛城市立 新庄北小学校	「みんなで ぐんぐん つないで ぐんぐん」	第4学年	中野 貴子	児童会室 教室前廊下
	「版から広がる世界」	第6学年	児玉 恵一	図画工作室
葛城市立 白鳳中学校	「自分マンダラをデザインしよう」	第1学年	倉窪 宏次	第2美術室

## 9 分科会

### (1) 小学校部会（葛城市立新庄北小学校）

発表内容 「日本の四季～感じたことをジオラマにのせて～」

発表者 大和高田市立菅原小学校 金房 睦美

指導助言者 宇陀市立菟田野小学校 校長 山田 知治

### (2) 中学校部会（葛城市立白鳳中学校）

発表内容 「タブレットによる授業展開の一例～お菓子のパッケージデザイン～」

発表者 香芝市立香芝東中学校 潮田 聖一

指導助言者 県立青翔中学校 教頭 垣内 宏志

## 10 全体会

### (1) 全体発表 「版で表す活動で育まれる力」

葛城市立新庄小学校 弓手 文乃

葛城市立新庄中学校 山本 佳奈

(2) 指導講評 県教育委員会事務局学校教育課 指導主事 湊 丈司

(3) 講演

演題 「想像がなくなる創造の世界を想像する」

講師 映画監督 塩崎 祥平 氏

11 参加申込み

(1) 平成31年4月4日付け週報2314号掲載の参加基本様式により、職名、氏名及び昼食希望の有無（(A)項目欄）を記入の上、令和元年10月4日（金）までに下記宛てFAXで申し込むこと。

葛城市立新庄北小学校 中野 貴子

FAX 0745-69-9299

(2) 昼食希望の場合は、弁当代（1,000円）を当日受付で支払うこと。

各市町村教委教育長  
各中学校長  
各中等教育学校長  
各特別支援学校長

} 殿

奈良県教育委員会教育長

## 令和元年度奈良県中学校社会科教育研究大会 の開催について(通知)

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係教員の参加についてよろしくお願ひします。

### 記

#### 1 趣 旨

日常の授業実践や研究活動を基に、中学校社会科の指導上の諸問題について研究し、教員の指導力の向上に資する。

#### 2 主 催

奈良県教育委員会、葛城市教育委員会、奈良県中学校教科等研究会社会科部会

#### 3 期 日

令和元年10月31日(木)

#### 4 会 場

葛城市立新庄中学校

葛城市歴史博物館 葛城市忍海250-1

#### 5 参加対象者

県内中学校、中等教育学校前期教育課程及び特別支援学校中学部の社会科担当教員

#### 6 日 程

(葛城市立新庄中学校)

- 9 : 4 0 ~ 9 : 5 0 日程説明  
 1 0 : 0 0 ~ 1 0 : 5 0 公開授業  
 (葛城市歴史博物館)  
 1 1 : 1 5 ~ 1 1 : 3 0 開会行事  
 1 1 : 3 0 ~ 1 2 : 3 5 研究協議・指導助言  
 1 3 : 2 0 ~ 1 4 : 0 5 研究発表・指導助言  
 1 4 : 1 5 ~ 1 5 : 2 5 講演  
 1 5 : 2 5 ~ 1 5 : 4 5 閉会行事

7 公開授業

学 年	単 元 名	指 導 者
第 1 学年	歴史的分野「習得した知識を総合し3つの時代を大観する授業」	森川 咲紀

8 研究発表

発表内容 地理的分野「アフリカ州」

発表者 東吉野村立東吉野中学校 中島 駿

9 指導助言

県教育委員会事務局学校教育課 指導主事 谷 聡

10 講演

演題 「葛城山麓の古墳」

講師 葛城市歴史博物館 館長補佐 神庭 滋 氏

11 参加申込み

平成31年4月4日付け週報第2314号掲載の参加基本様式により、職名、氏名、参加の状況（全日・午前のみ・午後のみ（(A)項目欄））及び昼食希望の有無（(B)項目欄）を記入の上、令和元年10月18日（金）までに郵送又はFAXで下記宛て申し込むこと。

〒639-1028 大和郡山市田中町767

大和郡山市立郡山西中学校 教諭 片浦 亮

FAX 0743-53-3701

12 その他

自家用車を利用する場合は、屋敷山公園駐車場を利用すること。

各市町村教委教育長  
各中・高等学校長  
各中等教育学校長  
各特別支援学校長  
高等専門学校長

〕 殿

奈良県教育委員会教育長

## 令和元年度中学校・高等学校生徒指導連絡協議会 の開催について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係者に周知されるとともに、参加についてよろしくをお願いします。

### 記

#### 1 目 的

県内中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校の生徒指導担当者が生徒指導上の諸問題について研究協議を行い、本県生徒指導の充実を図る。

#### 2 主 催

奈良県教育委員会、奈良県中学校生徒指導研究会、奈良県高等学校生徒指導研究協議会

#### 3 日時及び会場

令和元年 10 月 15 日（火） 13：30～16：30

県立教育研究所

#### 4 参加対象者

県内中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校の生徒指導担当者

#### 5 日 程

13：30～13：40 開会行事

13：40～15：10 講演

15：20～16：20 分散会（講演を受けて、グループディスカッション）

16:20～16:30 閉会行事

6 講演

演題 「学校における法律問題」

講師 奈良弁護士会 子どもの権利委員会委員 そらみつ法律事務所  
弁護士 西田 尚造 氏

7 指導助言

奈良県中学校生徒指導研究会	会長	久保 雅靖
奈良県高等学校生徒指導研究協議会	会長	中井 基雄
県教育委員会事務局生徒指導支援室	室長	植村 哲行
県教育委員会事務局生徒指導支援室生徒指導係	係長	高木 一矢
〃	生徒指導係 指導主事	北口 貴之
〃	生徒指導係 指導主事	久本 拓哉
〃	生徒指導係 指導主事	葛木 孝則

8 参加申込み

平成31年4月4日付け週報第2314号掲載の参加基本様式により、令和元年10月1日(火)までに下記宛てFAXで申し込むこと。

奈良県教育委員会事務局生徒指導支援室 生徒指導係

TEL 0742-27-5435

FAX 0742-27-1021

各市町村教委教育長  
各 中 学 校 長  
各 中 等 教 育 学 校 長  
各 特 別 支 援 学 校 長

} 殿

奈良県教育委員会教育長

## 令和元年度奈良県中学校特別活動研究大会の 開催について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係職員の参加についてよろしくお願ひします。

### 記

#### 1 趣 旨

生徒・学校・地域の実態に即した特別活動の在り方について研究発表及び協議を行い、特別活動の現状と課題を明らかにするとともに、本県における特別活動の充実と振興に役立てる。

#### 2 主 催

奈良県教育委員会、奈良県中学校教科等研究会特別活動部会

#### 3 日時及び会場

令和元年 10 月 25 日（金） 9：30～16：00

宇陀市立室生中学校

#### 4 参加対象者

県内中学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部の教員

#### 5 研究主題

「生徒の自主的・主体的な態度を育てる特別活動」（キャリア教育）

#### 6 内容等

##### （1） 日 程

9：15～ 9：30 受付

9 : 3 0 ~ 1 0 : 1 5 開会行事、基調提案、研究報告  
1 0 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0 公開授業「文化発表会」、研究協議  
1 3 : 0 0 ~ 1 5 : 1 0 実践報告、研究協議  
1 5 : 2 0 ~ 1 5 : 4 0 研究報告  
1 5 : 4 5 ~ 1 6 : 0 0 閉会行事

(2) 公開授業

「文化発表会」 宇陀市立室生中学校

(3) 実践報告

「キャリア教育の実践について」

(4) 指導助言

県教育委員会事務局生徒指導支援室生徒指導係 指導主事 葛木 孝則

7 参加申込み

平成31年4月4日付け週報第2314号掲載の参加基本様式により、職名及び氏名を記入の上、令和元年10月17日（木）までに下記宛てFAXで申し込むこと。

〒634-0828 橿原市古川町20番地

橿原市立光陽中学校 教諭 堀川 宜篤

TEL 0744-27-1241

FAX 0744-27-6574

8 その他

(1) 昼食は、予め各自で準備すること。なお、会場から徒歩圏内に、食堂が1店舗ある。

(2) 当日の午前7時現在、宇陀市に気象警報が発表されている場合は、本大会の開催を中止する。



各市町村教委教育長  
各学校（園）長  
学校以外の各県立教育機関の長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

## 令和2年度奈良県立野外活動センターの 利用申込み（団体）について（通知）

このことについて、下記により受け付けますので、関係者への周知についてよろしくお願ひします。

### 記

#### 1 利用対象者

- (1) 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の幼児・児童・生徒並びに短期大学、大学及び専門学校の学生の団体
- (2) 社会教育団体
- (3) 勤労青少年の健全育成を目的とする団体
- (4) 企業等の研修を行う機関・団体
- (5) 青少年指導者育成の講習会及び研修会等を行う団体
- (6) その他、県立野外活動センター（以下「センター」という。）所長が認めたもの

#### 2 申込方法

所定の「利用申込書」に必要事項を記入の上、申込期間中、電子メール、郵送、FAX又は持参にて提出すること。ただし、承認決定日以降においても、施設に余裕があれば、申込みは随時受け付ける。その場合は、原則として利用承認は「利用申込書」の先着順となるので、あらかじめ利用の可否を電話で問い合わせの上、申し込むこと。

なお、「利用申込書」以外での申込みは不可

（「利用申込書」の入手方法）

センターホームページ（<http://www.pref.nara.jp/31607.htm>）から入手すること。

また、「利用申込書」については、郵送、FAX及びセンターでの直接配布も行っている。

### 3 利用申込期間及び承認決定日等

利用期間	申込期間	承認決定日	事前打合せ日
令和2年4月1日 ～令和3年3月31日	令和元年10月1日 ～令和元年10月31日	令和元年 12月1日以降	センターから連絡

※利用希望日の申込人数が定員を超える場合は、学校団体、県内団体を優先する。

### 4 利用申込書の記入方法

#### (1) 利用希望日及び宿泊希望施設

ア 利用申込にあたってはセンターのホームページの「利用団体受入れ日表」を参照すること。

イ 利用希望日及び宿泊希望施設は全て記入すること。未記入の場合は受付不可

ウ 以下にあげる日は利用希望が集中するため、利用を希望する3通りの日程パターン全てにこの日を含んでいる場合、再度利用申込書の提出を依頼する場合がありますので、あらかじめ他の日程を検討しておくこと。

利用希望の集中が予想される日 5月7日、14日、21日、28日、6月4日、11日（いずれも木曜日） 7月4日、11日、18日、25日、8月1日、8日、15日、22日、29日（いずれも土曜日）
---

#### (2) 活動計画（プログラム）

ア 諸活動は団体が主体的に実施すること。

イ 入退所は、原則として9時から16時までの間とする。

ウ 団体は、以下に示したセンターの標準生活時間を参考に計画を立てること。未記入の場合は、希望日時や活動場所が取れず、活動に支障が生じることがあるので、必ず記入すること。

6:00 6:30 7:00 7:30 9:00 12:00 13:30 16:30 17:00 21:30 22:00

起床	朝の集い (独自)	清掃 (荷物移動)	朝食	午前の活動	昼食	午後の活動	代表者打合せ	夜間の活動	就寝準備	就寝
								夕食		
シャワー										

エ 午前・午後及び夜間の活動は、具体的なプログラムを必ず記入すること。

オ 団体の活動は原則 2 2時に終了すること。

カ 食事については、自炊もしくは弁当等のいずれかを明記すること。

なお、自炊材料・弁当等については業者を斡旋する。

キ 初めての利用希望団体は事前に施設見学が必要となるため、希望の日時を連絡すること。

(3) 施設使用料

施設使用料は無料（ただし、シーツのレンタル代等の実費分は有料）

5 宿泊定員

施設名	最大収容人数
木造ロッジ（バードロッジ）	32人（8人×4棟）
（マウントロッジ）	72人（9人×8棟）
第1サイト（常設テント）	68人（6人×3張、10人×5張）
（木造大型ロッジ）	50人（50人×1棟）
第2サイト（常設テント）	70人（6人×5張、10人×4張）
第3サイト（ログハウス）	60人（6人×10棟）
計	352人

※ テントサイトは床（すのこ）付き

6 利用承認と事前打合せ

(1) 利用承認

申込期間中に受け付けた全ての団体に対して、利用日や利用場所をプログラム調整の上決定し、通知する。なお、承認決定日以降の利用申込団体については、先着順に承認し通知する。

(2) 合同事前打合せ

利用承認を受けた団体については、事前打合会を実施する。日程は利用日の前月上旬とし、詳細についてはセンターから通知する。

7 「利用申込書」提出先

〒632-0231 奈良市都祁吐山町 2 0 4 0 番地

奈良県立野外活動センター 総務・活動支援係

T E L 0 7 4 3 - 8 2 - 0 5 0 8

F A X 0 7 4 3 - 8 2 - 2 0 2 6

U R L <http://www.pref.nara.jp/31607.htm>

各市町村教委教育長  
各学校（園）長  
学校以外の各県立教育機関の長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

## 令和元年秋の交通安全県民運動の推進について（通知）

令和元年秋の交通安全県民運動は、「令和元年秋の交通安全県民運動奈良県実施要綱」により、スローガン「交通事故のない やすらぎの 大和路づくり ～大和の交通マナーを高めよう～」のもと、9月21日（土）から9月30日（月）までの10日間実施されることとなりました。

今回の運動は、「子どもと高齢者の安全な通行の確保」、「高齢運転者の交通事故防止」、「夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止」、「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」、「飲酒運転の根絶」及び「自転車、原付車の交通事故防止」（奈良県重点）を運動の重点としています。

また、運動期間中の9月30日（月）は、「交通事故死ゼロを目指す日」（全国一斉）とされたことから、その趣旨を踏まえ、交通安全に対する更なる意識の向上に努めるようお願いします。

については、下記の事項に留意の上、これらの運動を強力に推進し、警察等と連携した各学校等における交通安全教育の一層の充実を図るようお願いします。

### 記

#### 1 児童生徒等に対する交通安全教育の推進

##### (1) 交通安全教育の推進

ア 学校においては、体育科・保健体育科や特別活動はもとより、各教科等においてもその特質に応じて安全に関する指導を行うよう努めることにより、学校の教育活動全体を通じた計画的な指導を充実させること。また、児童会・生徒会活動等における自主的な交通安全活動を助長するように配慮し、児童生徒の交通安全に対する関心や意識を高めること。特に、交通混雑や視認性の低下など、夕暮れ時と夜間の危険性を踏まえ、反射材用品・明るい目立つ色の服装等の着用効果などを認識させる交通安全教育を図ること。

その際、高齢者や幼児など、交通事故の被害者になることが多い年齢層の交通行動の特性について理解させたり、高齢者と児童生徒が共に交通安全教育を受ける場を設けるなど、高齢者との世代間交流にも配慮すること。

また、障害のある幼児児童生徒については、個々の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、並びに、地域の実態に十分配慮すること。

イ 学校における交通安全指導については、「学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」、「生徒の安全な通学のための教育教材DVD『安全な通学を考える～加害者にもならない～』」、「児童の安全な通学のための教育教材DVD『安全に通学しよう～自分で身を守る、みんなで守る～』」、リーフレット「くいずで まなぼう！たいせつないのちとあんぜん」（いずれも文部科学省作成）などを活用し、より一層の充実を図ること（参考：学校安全ポータルサイト<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>）。特に、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び小学校においては、幼児等が交差点で信号待ちをしている際に、車両が歩道に突入する事故が発生していることも念頭においた注意の払い方、道路の歩行と横断の仕方、路上遊戯の危険と安全な遊び方などについて繰り返し指導を行い、安全な行動が身に付くように努めること。

ウ 学校においては、帰宅後においても学校で指導したことが正しく守られ、実践されるよう家庭との連携に努めること。

エ 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校等においては、PTA、地域子ども会、関係機関・団体等の協力を得て、児童生徒等と保護者が一緒に学ぶ交通安全教室等を開催し、踏切や道路における安全な通行方法などについて具体的に理解させること。

## (2) 安全な道路交通環境づくりの促進

ア 教育委員会においては、通学路の交通安全の確保のため、各市町村で策定されている通学路交通安全プログラムに基づく取組等を引き続き推進し、地域において学校、警察、道路管理者等の関係機関が密接に連携し、地域ぐるみで子供の安全を見守る体制を構築すること。

また、同プログラムに基づく通学路の点検に当たっては、自転車の視点も踏まえるなど、交通手段の特性や地域の実情を考慮して行い、把握した危険箇所については、警察や道路管理者と連携を取り、道路交通安全環境の整備を図りつつ通学路の交通安全確保に努めること。特に、幼稚園、幼保連携型認定こども園については、現在、「未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検」を実施しているところ、引き続き危険箇所の抽出等、同点検の推進に取り組むこと。

イ 教育委員会においては、路上遊戯等による交通事故の防止対策の一環として、校庭、学校体育施設、社会体育施設等の開放を行うなど、地域全体で児童生徒等の活動の場の確保

に努めること。

その際、不審者などの侵入防止に必要な措置を講ずるなど、児童生徒等の安全管理に配慮をすること。

ウ スクール・ゾーンについては、「スクール・ゾーンの設定と推進について（依頼）」（令和元年6月27日付け文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長通知）に基づき、スクール・ゾーンの設定を推進し、学校の周囲における交通安全対策を推進すること。また、スクール・ゾーンは交通事故防止に効果を上げている一方、スクール・ゾーン内での交通事故も発生していることから、教育委員会、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び小学校においては、今後とも地域の警察等と協力して、スクール・ゾーン内における歩行者用道路の拡大と自動車の交通規制の強化を促進し、当該地域内における児童生徒等の交通事故防止を積極的に推進すること。

エ 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校等においては、通学・通園路等の交通安全総点検・安全マップの作成等を実施し、児童生徒等の目線による通学路等における交通上の危険箇所の把握と解消に努めること。

その際、登下校時の児童生徒の犯罪被害防止にも配慮すること。

### （3） 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車等の安全な利用

ア 自転車の安全な利用については、「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日付け中央交通安全対策会議交通対策本部決定）を活用し、小学校、中学校及び高等学校において、自転車安全教室の開催等により、夕暮れ時と夜間における反射材用品等の着用の促進、前照灯の点灯の徹底、点検整備について指導するほか、自転車の安全な利用や正しい駐輪の仕方などの周知を図り、登下校時の安全かつ正しい走行及び交通ルールの遵守に関し、児童生徒が自主的に安全な行動ができるように指導すること。特に、車道の左側通行等自転車の通行方法の指導、歩道通行時における歩行者の優先、二人乗り及び並進の禁止、傘差し、スマートフォン使用、イヤホン使用等の危険性の周知徹底を図ること。

イ 自転車の利用者が加害者となる交通死亡事故や高額賠償事案の発生等を踏まえ、機会を捉えて、児童生徒の保護者等に対する各種保険制度の周知に努めること。

ウ 原動機付自転車及び自動二輪車等の利用については、高等学校において、保健体育科及びホームルーム活動を中心とした交通安全教育を一層充実させるとともに、原動機付自転車・自動二輪車による事故の防止及び無謀運転の追放のため課外指導等の充実を図り、家庭、関係機関・団体等との連携の下に、適切な指導に努めること。また、多くの高校生が近い将来、自動車運転免許を取得する現状に鑑み、運転免許を取得する以前から、交通事故（飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグを使用した上での運転などの悪質

性・危険性が高い運転を含む。)の責任等を理解させ、運転者として備えておくべき安全意識を醸成する教育を行い、これを基礎として、免許取得時の教育とあわせて、運転者に必要な資質の涵養を図ること。

#### (4) シートベルトの正しい使用及びヘルメットの着用の徹底等

ア 児童生徒に対し、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用義務の周知及び着用の徹底を図ること。

イ 自転車乗車時における幼児児童の乗車用ヘルメットの着用の徹底と、中学生・高校生の自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用を促進すること。

ウ 保護者に対し、幼児二人同乗用自転車の安全利用並びに幼児児童の自転車乗車時における乗車用ヘルメット着用に関する正しい理解を促進すること。

### 2 大学生等に対する交通安全教育の推進

大学、高等専門学校等においては、交通ルールの遵守と交通マナーの習得・向上を図るため、学生の自転車や二輪車・自動車の事故・利用等の実態に応じ、警察等の関係機関・団体等と連携し、交通安全指導の一層の充実を図ること。

### 3 高齢者等に対する交通安全教育の推進

地域においては、生涯にわたる交通安全教育の推進を図る観点から、高齢者及び青少年・成人を対象とした学級・講座等における学習活動、青少年団体、女性団体、PTA等の社会教育関係団体による実践活動並びに社会教育施設における事業などを通して、地域住民の交通安全に関する学習を奨励すること。

特に、交通事故死亡者数全体に占める高齢者の割合が極めて高いこと及び高齢運転者による重大交通事故の発生などの情勢を踏まえ、高齢者に対し、参加・体験・実践型の交通安全に関する学習の促進を図るように努めること。また、高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響などの安全教育及び広報啓発や、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発等にも努めること。

#### 【最近の奈良県内の交通情勢】

本年6月末現在における県内の交通事故発生状況は、

人身事故発生件数 1,682件(前年同期比 -311件)

死者数 17人(前年同期比 +2人)

負傷者数 2,088人(前年同期比 -374人)

で、前年より人身事故発生件数及び負傷者は減少したが、死者数は増加した。

本年上半期における交通事故の特徴として、

- 高齢者（65歳以上）が関係する交通事故死者数が増加

発生件数 631件（前年同期比 -60件）

死者数 9人（前年同期比 +1人）

負傷者数 409人（前年同期比 -31人）

- 自転車関係する交通事故死者数が増加

発生件数 287件（前年同期比 -55件）

死者数 2人（前年同期比 +2人）

負傷者数 280人（前年同期比 -60人）

- 二輪車（原付含む）が関係する交通事故死者数が増加

発生件数 343件（前年同期比 -59件）

死者数 6人（前年同期比 +4人）

負傷者数 313人（前年同期比 -48人）

- 事故発生件数が特に多い時間帯は

8:00～10:00 262件（前年同期比 +10件）

16:00～18:00 253件（前年同期比 -83件）となっている。

#### 4 効果評価の実施

運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう検証に努めること。

※今回より、運動終了後の実施内容の報告は必要ありません。



各 市 町 村 教 委 教 育 長  
各 公 立 学 校 長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

## 令和元年度マルチプルインテリジェンス理論に基づいた 指導法開発における公開授業について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係教職員の参加についてよろしくお願  
い  
します。

### 記

#### 1 趣 旨

県教育委員会では、早稲田大学の協力を得て、個々の児童生徒の特性に応じた教育を展開  
するため、マルチプルインテリジェンス理論に基づいた授業改善の研究を行っており、授  
業を公開することで、研究の周知と教職員の指導力の向上を目的とする。

#### 2 主 催

奈良県教育委員会

#### 3 期日及び会場

令和元年10月9日（水）

県立青翔中学校、県立青翔高等学校

#### 4 参加対象者

県内公立学校の教職員

#### 5 日 程

- 12：45～13：15 受付
- 13：15～14：05 公開授業①
- 14：15～15：05 公開授業②
- 15：15～16：45 研究協議

6 公開授業

	学年・組	校種	教科・科目	単 元 名	指 導 者
公開授業①	1年1組	中	美 術	1枚の紙から広がる世界	垣内 宏志
公開授業②	1年2組	中	数 学	1次方程式	今村 優里
公開授業②	1 年	高	生 物	遺伝子とそのはたらき	生田 依子

7 指導助言者

早稲田大学 教育・総合科学学術院 教授 本田 恵子 氏

8 ゲストティーチャー（中学校数学）

奈良県立教育研究所 教育企画係 係長 竹村 謙司

9 参加申込み

平成31年4月4日付け週報第2314号記載の参加基本様式により、職名及び氏名を記入の上、令和元年9月26日（木）までに下記宛てFAX又は郵送で申し込むこと。

〒636-0343 磯城郡田原本町秦庄22-1

奈良県立教育研究所 指導主事 大河内 渡

FAX 0744-33-8909

## 正誤表

令和元年8月29日付け週報2323号に下記のとおり誤りがありましたので通知します。

### 記

(週報5ページ)

正 9:05～ 9:50 公開授業

1、2年 国語科

5年 算数科

誤 9:05～ 9:50 公開授業

1、2、5年 算数科